

議第31号 呉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号。以下「標準令」といいます。）の一部改正に伴い、準特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請等に係る審査手数料の額を引き上げるものです。

2 標準令の一部改正の概要

標準令に定める地方公共団体の行う事務に係る手数料の標準額については、地方分権推進計画に基づき、原則として3年ごとに見直しが行われています。

このうち消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に関する事務等について、直近の入件費単価及び物件費の変動や、審査事務の内容が複雑化・高度化していることに伴う審査所要時間の増加等を反映し、標準令に定める手数料の標準額が次の表のとおり改定されました。

【消防法関係抜粋】

（単位：円）

手数料の額の標準が改定されたもの	現行の標準額	改定後の標準額
準特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	530,000	570,000
特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量1,000k1以上5,000k1未満	830,000	880,000
同5,000k1以上10,000k1未満	1,010,000	1,070,000
同10,000k1以上50,000k1未満	1,120,000	1,200,000
同50,000k1以上100,000k1未満	1,420,000	1,520,000
同100,000k1以上200,000k1未満	1,660,000	1,780,000
同200,000k1以上300,000k1未満	3,880,000	4,070,000
同300,000k1以上400,000k1未満	5,100,000	5,340,000
同400,000k1以上	6,290,000	6,490,000
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量1,000k1以上5,000k1未満	1,130,000	1,180,000
同5,000k1以上10,000k1未満	1,340,000	1,410,000
同10,000k1以上50,000k1未満	1,500,000	1,580,000
同50,000k1以上100,000k1未満	1,830,000	1,940,000
同100,000k1以上200,000k1未満	2,140,000	2,260,000
同200,000k1以上300,000k1未満	4,350,000	4,550,000
同300,000k1以上400,000k1未満	5,570,000	5,820,000
同400,000k1以上	6,770,000	7,070,000

岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査 貯蔵最大数量 400,000k1 未満	5,750,000	5,930,000
同 400,000k1 以上 500,000k1 未満	7,250,000	7,470,000
同 500,000k1 以上	10,700,000	10,900,000
特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査（基礎・地盤検査） 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	410,000	420,000
同 5,000k1 以上 10,000k1 未満	540,000	560,000
同 10,000k1 以上 50,000k1 未満	700,000	730,000
同 50,000k1 以上 100,000k1 未満	920,000	960,000
同 100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,040,000	1,090,000
同 200,000k1 以上 300,000k1 未満	1,600,000	1,660,000
同 300,000k1 以上 400,000k1 未満	1,820,000	1,900,000
同 400,000k1 以上	2,030,000	2,120,000
特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査（溶接部検査） 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	490,000	530,000
同 5,000k1 以上 10,000k1 未満	630,000	680,000
同 10,000k1 以上 50,000k1 未満	990,000	1,030,000
同 50,000k1 以上 100,000k1 未満	1,310,000	1,410,000
同 100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,720,000	1,780,000
同 200,000k1 以上 300,000k1 未満	3,320,000	3,430,000
同 300,000k1 以上 400,000k1 未満	4,060,000	4,190,000
同 400,000k1 以上	4,650,000	4,800,000
特定屋外タンク貯蔵所の完成検査前検査（岩盤タンク検査） 貯蔵最大数量 400,000k1 未満	9,100,000	9,320,000
同 400,000k1 以上 500,000k1 未満	12,400,000	12,600,000
同 500,000k1 以上	17,000,000	17,300,000
特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 5,000k1 未満	310,000	320,000
同 5,000k1 以上 10,000k1 未満	430,000	460,000
同 10,000k1 以上 50,000k1 未満	720,000	750,000
同 50,000k1 以上 100,000k1 未満	960,000	1,020,000
同 100,000k1 以上 200,000k1 未満	1,210,000	1,300,000
同 200,000k1 以上 300,000k1 未満	2,950,000	3,150,000
同 300,000k1 以上 400,000k1 未満	3,620,000	3,870,000
同 400,000k1 以上	4,170,000	4,460,000
岩盤タンクに係る特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査 貯蔵最大数量 1,000k1 以上 400,000k1 未満	2,660,000	2,690,000

同 400,000k1 以上 500,000k1 未満	3,190,000	3,230,000
同 500,000k1 以上	4,790,000	4,830,000

3 市内の屋外タンク貯蔵所施設数

平成 29 年 12 月 31 日現在

施設区分	施設数
屋外タンク貯蔵所	64
準特定屋外タンク貯蔵所	2
特定屋外タンク貯蔵所	4
浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	0
浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	0
岩盤タンク	0

【参考】

・ 屋外タンク貯蔵所

屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいいます。

・ 準特定屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が 500 キロリットル以上 1,000 キロリットル未満のものをいいます。

・ 特定屋外タンク貯蔵所

屋外タンク貯蔵所で、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が 1,000 キロリットル以上のものをいいます。

・ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所

液体の危険物上に巨大な落とし蓋を浮かべた構造で、その落とし蓋が屋根を兼ねる構造のタンクで、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が 1,000 キロリットル以上のものをいいます。

・ 浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所

固定屋根タンクの内部に蓋を浮かべた構造のタンクで、その貯蔵し、又は取り扱う液体の危険物の最大数量が 1,000 キロリットル以上のものをいいます。

・ 岩盤タンク

地下水水面下の岩盤内に横穴（空洞）を掘削し、鋼板などの内張を行わずに壁面を吹き付けコンクリートで覆ったもので、自然又は人工の地下水圧により、漏油・漏気を防止する水封システムを採用した構造のものをいいます。

4 施行期日

平成30年4月1日

5 新旧対照表

現行				改正案					
別表第9（第2条関係） 消防関係				別表第9（第2条関係） 消防関係					
手数料を徴収する事務		手数料の額		手数料を徴収する事務		手数料の額			
		単位	金額			単位	金額		
(略)				(略)					
2 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(2) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(2) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	2 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に関する事務	(2) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(2) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	(2) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		
(2) 貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査		ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査	1 件につき	530,000 円	ウ 準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)の設置の許可の申請に係る審査	1 件につき	570,000 円		
		エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。以下この表において「総務省令」という。)第1条の2で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(才にお	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1 件につき	830,000 円	エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令(平成12年自治省令第5号。以下この表において「総務省令」という。)第1条の2で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(才にお	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1 件につき	880,000 円
		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1 件につき	1,010,000 円	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1 件につき	1,070,000 円		

もの	1 件につき	1,120,000 円
(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの		
(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの		1,420,000 円
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの		1,660,000 円
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満		3,880,000 円

もの	1 件につき	1,200,000 円
(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のもの		
(エ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満のもの		1,520,000 円
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満のもの		1,780,000 円
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満		4,070,000 円

		のもの			のもの			
		(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1 件につき	5,100,000 円	(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満のもの	1 件につき	5,340,000 円	
		(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上とのもの	1 件につき	6,290,000 円	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上とのもの	1 件につき	6,490,000 円	
	オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル 以上5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,130,000 円	オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル 以上5,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,180,000 円
		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000 キロリットル 以上10,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,340,000 円	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000 キロリットル 以上10,000 キロリットル未満のもの	1 件につき	1,410,000 円	
		(ウ) 危険物の貯蔵最	1 件につ	1,500,000 円	(ウ) 危険物の貯蔵最	1 件につ	1,580,000 円	

		大数量が 10,000 キ ロリット ル以上 50,000 キ ロリット ル未満の もの	き					大数量が 10,000 キ ロリット ル以上 50,000 キ ロリット ル未満の もの	き		
		(イ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 50,000 キ ロリット ル以上 100,000 キロリッ トル未満 のもの	1 件 につ き	1,830,000 円				(イ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 50,000 キ ロリット ル以上 100,000 キロリッ トル未満 のもの	1 件 につ き	1,940,000 円	
		(オ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 のもの	1 件 につ き	2,140,000 円				(オ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 のもの	1 件 につ き	2,260,000 円	
		(カ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ トル未満 のもの	1 件 につ き	4,350,000 円				(カ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ トル未満 のもの	1 件 につ き	4,550,000 円	
		(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が	1 件 につ き	5,570,000 円				(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が	1 件 につ き	5,820,000 円	

		300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満 のもの			300,000 キロリットル以上 400,000 キロリットル未満 のもの		
		(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1 件につき	<u>6,770,000 円</u>	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上のもの	1 件につき	<u>7,070,000 円</u>
		カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの	1 件につき	<u>5,750,000 円</u>	カ 岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に係る審査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満のもの
			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの	1 件につき	<u>7,250,000 円</u>		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000キロリットル未満のもの
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの	1 件につき	<u>10,700,000 円</u>		(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上のもの
			(略)				(略)
		(略)					(略)

(略)				
6 法第 11 条の 2 第 1 項及び政令第 8 条の 2 第 7 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	(1) 製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(略)		
ウ 基礎・地盤検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	410,000 円	
	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	540,000 円	
	(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	700,000 円	
	(エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上	1 件につ	920,000 円	
6 法第 11 条の 2 第 1 項及び政令第 8 条の 2 第 7 項の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の完成検査前検査に関する事務	(1) 製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(略)		
ウ 基礎・地盤検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が 1,000 キロリットル以上 5,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	420,000 円	
	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が 5,000 キロリットル以上 10,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	560,000 円	
	(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	730,000 円	
	(エ) 危険物の貯蔵最大数量が 50,000 キロリットル以上	1 件につ	960,000 円	

		大数量が 50,000 キ ロリット ル以 上 100,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	き					大数量が 50,000 キ ロリット ル以 上 100,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	き		
		(オ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	1,040,000 円				(オ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 100,000 キロリッ トル以上 200,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	1,090,000 円	
		(カ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	1,600,000 円				(カ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 200,000 キロリッ トル以上 300,000 キロリッ トル未満 の特定屋 外タンク 貯蔵所	1 件 につ き	1,660,000 円	
		(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 300,000 キロリッ トル以上 400,000	1 件 につ き	1,820,000 円				(キ) 危険物 の貯蔵最 大数量が 300,000 キロリッ トル以上 400,000	1 件 につ き	1,900,000 円	

		キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所			キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
		(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	2,030,000 円	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	2,120,000 円
	エ 溶接部検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	490,000 円	エ 溶接部検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき
		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	630,000 円	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	680,000 円
		(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が	1 件につき	990,000 円	(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が	1 件につき	1,030,000 円

10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所			10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所		
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	1,310,000 円	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	1,410,000 円
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	1,720,000 円	(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	1,780,000 円
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル以上	1 件につき	3,320,000 円	(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000 キロリットル以上 300,000 キロリットル以上	1 件につき	3,430,000 円

		トル未満の特定屋外タンク貯蔵所			トル未満の特定屋外タンク貯蔵所			
		(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	4,060,000 円	(キ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	4,190,000 円	
		(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	4,650,000 円	(ク) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	4,800,000 円	
オ 岩盤タンク検査		(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件につき	9,100,000 円	オ 岩盤タンク検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	1 件につき	9,320,000 円
		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上500,000	1 件につき	12,400,000 円			1 件につき	12,600,000 円

			キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所				キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所			
			(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上 の屋外タンク貯蔵所	1 件につき	17,000,000 円		(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が500,000キロリットル以上 の屋外タンク貯蔵所	1 件につき	17,300,000 円	
(略)										
7 法第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	ア 特定屋外タンク貯蔵所（岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の保安に関する検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	310,000 円	7 法第 14 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に関する事務	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	320,000 円
(略)										
			(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	430,000 円		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	460,000 円	
			(ウ) 危険物	1 件	720,000 円		(ウ) 危険物	1 件	750,000 円	

の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	につき		の貯蔵最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	につき	
(イ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	960,000 円	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	1,020,000 円
(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	1,210,000 円	(オ) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	1,300,000 円
(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上	1 件につき	2,950,000 円	(カ) 危険物の貯蔵最大数量が200,000キロリットル以上	1 件につき	3,150,000 円

		300,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所			300,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所			
		(イ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	3,620,000 円	(イ) 危険物の貯蔵最大数量が300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	3,870,000 円	
		(カ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	4,170,000 円	(カ) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	4,460,000 円	
	イ 岩盤タンクに 係る特定屋外タ ンク貯蔵所の保 安に関する検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	2,660,000 円	イ 岩盤タンクに 係る特定屋外タ ンク貯蔵所の保 安に関する検査	(ア) 危険物の貯蔵最大数量が1,000 キロリットル以上400,000 キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	2,690,000 円
		(イ) 危険物の貯蔵最	1 件につ	3,190,000 円	(イ) 危険物の貯蔵最	1 件につ	3,230,000 円	

		大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	き			大数量が 400,000 キロリットル以上 500,000 キロリットル未満 の特定屋外タンク貯蔵所	き	
		(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上 の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>4,790,000 円</u>		(ウ) 危険物の貯蔵最大数量が 500,000 キロリットル以上 の特定屋外タンク貯蔵所	1 件につき	<u>4,830,000 円</u>
		(略)				(略)		
		(略)				(略)		
		(略)				(略)		
備考	(略)					備考	(略)	